

大正期における地主と農民(一)

—— 水稲単作地帯の一地主の事例研究 ——

A Case Study on the *Jinushi-Kosaku* (Landlord-tenantfarmer) Relationship in Taisho Period (1)

高橋 満
Mitsuru Takahashi

I 序論 地主制研究の課題と視角

「地主制は、農地改革にいたる日本資本主義の全生活史を貫ぬく課題であり、全社会構造の基本的一環」⁽¹⁾をなす、といわれる。しかし、体制的支配

におけるその位置や役割は、日本資本主義の確立と独占段階への移行とともに大きな変化をみせている。また、農村社会内部に視野を限っても、農民運動＝小作争議の展開を契機に、地主的支配は激しい動揺にさらされてきた。

調査対象地中浦村の寄生地主制も、大正期一昭

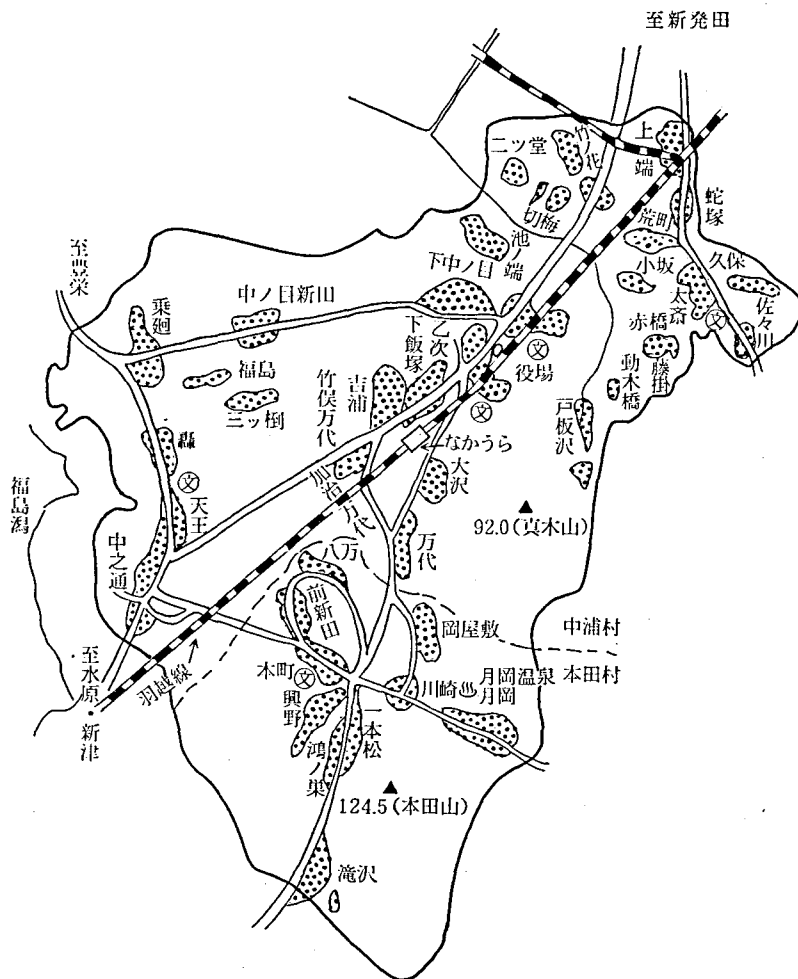


図1 中浦村(現豊浦町)全体図

和初期の小作争議の展開によって、その地主的支配の実質を変容させてきた⁽²⁾のだが、にもかかわらず、争議以降も依然として農民の生産と生活を規定し続けた。これは多かれ少なかれ、日本の農村社会に一般にみられたことであろう。それゆえ、村落構造を、「特定の段階における生産関係の総体たる経済構造のうえに成立する村落の政治的（＝階級的）支配構造」⁽³⁾としてとらえるなら、戦前における農村の生産関係の基幹的位置を占めた地主制の、とくに地主による農民支配の構造を解明する努力が農村社会学に求められる。しかし、農村社会学における地主制研究は、小作争議や村落構造の分析とかかわり間説することはあっても、この問題を正面から取扱ってこなかった。

こうした研究状況をふまえるならば、農村社会学における地主制研究が、いかなる課題を設定し、どのような視角から分析を進めねばならないかをまず明示する必要がある。以下、経済史および社会学の見地に立つ研究の検討をととして課題と方法の若干を提示してみたい。

経済史学における地主制研究 先に述べたような農村社会学における研究状況をみるならば、まず、関連領域における諸研究から考察をはじめなければならない。ここでは経済史学における地主制研究を取上げよう。

この経済史学における地主制研究を考察しようとすれば、戦前の日本資本主義論争にまで溯らねばならないが、これについては次の諸点にだけ触れておこう。すなわち、第一に、日本革命の戦略・性格規定をめぐる講座派・労農派によりたたかわれたこの論争において、講座派は天皇制国家権力の物質的基礎として半封建的土地所有を位置づけたが、この中で『日本資本主義分析』において山田盛太郎が、地主制を日本資本主義の構造的一環として定置し、しかも、その特殊の構造を規定する契機として把握する視角を提示していたことに注目したい。だが、第二に、山田にあっては労農派が批判するように、資本と地主制との関連を固定的にとらえ、従って、地主制を日本資本主義の一環として位置づけるにしても、この資本との依存・対抗関係を段階的視点から追究する観点に欠けていた、といいうる。第三に、後に触れるが、この論争の主要なテーマのひとつとなった封建地

代論争、とくに名子の賦役労働の性格規定をめぐる、有賀の批判を甘受せざるをえない方法論的弱点をもっていたのである⁽⁴⁾。

この地主制研究が、戦後の寄生地主制論争⁽⁵⁾を契機として、戦前のそれとは一線を画する理論的・実証的成果をあげたことは周知のことであろう。とくに、実証的調査に基づいた研究と検討が進められ、理論的にも西欧社会の地主制との比較経済史的方法が、研究に大きな前進をもたらしている。しかし、農村社会学の視点からいえば、この研究が、農地改革の評価ともかかわり、「地主制成立史」といわれるような明治維新史・資本主義成立史の見地に立つ研究に併行して進められた結果、いくつかの重要な問題が等閑視されることになったのではなからうか。

これは農村社会学における地主制研究の課題ともなるのだが、その要点を記しておけば、第一に、幕末一明治初期に比して明治末一大正期における地主制の実証的研究がはるかに立ち遅れ⁽⁶⁾、また、事例としても畑作商品化の著しい地帯に限定される傾向がみられた⁽⁷⁾。ちなみに新潟県の地主制についていえば、古島敏雄・守田志郎らの研究や個々の千町歩地主の経営についての詳しい分析⁽⁸⁾があるが、いまだ頂点にとどまり、農民支配の構造を理解する上で重要な下級大地主については、ほとんど研究の進展がみられない現状がある。第二に、先に述べたように、山田が既に戦前において、段階的把握が不十分であるという恨みはあるが、地主制を日本資本主義の構造的一環として定置し、これを把握する視角を提起していたが、この構造的把握という視点が不十分になった点があげられる。農村社会学は、日本資本主義の構造的一環として地主制をとらえねばならない。従って、その対象時期は無限定的ではなく、地域類型＝農業地帯類型を意識しつつ、本源的蓄積段階および資本制的蓄積段階下の地主制に分析を限定することになろう。

近年の地主制研究では、確かに、これらの諸点の克服を意図して旺盛に研究が進められている⁽⁹⁾。しかし、依然として重要な問題が残されているように思われる。それは農民に対する地主支配の構造や性格の解明である。これは、寄生地主制論争の焦点が、「地主制とはなんであるのか」、という

本質論に絞られ、結果的に、その歴史的形態や機能的側面の解明がおろそかになったこととかかわる。この点について、古島敏雄らが、地主制研究は「地主の小作人に対する支配の関係を追求することをもとより忘れてはならないのである。だが、地主支配の量的変化が、地主小作関係の変化と結びつけられていたかといえ、必ずしもそうではない」⁽¹⁰⁾、と指摘していた。その後、中村政則も研究史を総括して、「地主—小作関係の特質究明は、地主的土地所有の量的確定とともに、地主制研究の「枢要点」といわれながらも、「戦後の明治—大正期地主制研究は、この点の究明についてはそれほど大きな実証的成果をあげていない」⁽¹¹⁾、という評価を下している。念のため述べておけば、この地主—小作関係とは、「地主の小作人に対する支配の関係」にはかならない。

気づかれるように、これらの諸点が十分明らかにされない限り、近代日本の村落構造の解明やその類型化が問題となりえないことは論をまたない。

農村社会学における地主制研究 経済史学における地主制研究の検討から、地主制を日本資本主義の構造的一環として把握する視角とともに、地域類型・段階的視点を踏えつつ地主—小作関係の特質を究明することが、社会学における地主制研究のひとつの重要な課題をなすことを明らかにしてきた。

本稿の課題も、こうした社会学的課題への一定の寄与をなすことにある。しかし、従来の社会学における戦前の農村社会の支配構造の理解は、応々にして、土地所有の有無、面積の大小、もしくは経済的階層の統計的分析を基礎とし、それですまず例が少なくなかった。あるいは逆に、本家＝地主の分家＝小作に対する身分的要因により支配の根拠が説明されてきた。従って、地主と小作人との支配・被支配関係の解明も平版な理解に終止してきたように思われる。こうした弱点をいかに克服し、農民支配を具体的構造的に理解しうるのが、これが社会学に課された課題となることはいうまでもあるまい。

これについて結論的に述べれば、社会学における地主—小作関係の特質の解明は、この関係自体が小農経営の解体の帰結として成立するものであ

るから、農民層分解論を基礎的視角としなければならない、と考える。この小農の分解は、言うまでもなく、資本主義の生成・発展の視角からは、資本蓄積の主要な一環として把握しうるものである。従って、先に述べたように、本源的蓄積段階と資本主義的蓄積段階下の農民層分解を峻別し、この過程で成立・変容する地主—小作関係の段階的特質を明らかにすることが課題となるのである。この点、菅野正の研究は、戦前の農民支配の構造を「官僚制的支配」と「地主名望家支配」との結合と背離の過程として捉える⁽¹²⁾が、端的には、農民層の位置づけが不明確であるために支配の形態的把握にとどまり、支配の動態的構造を明らかにしえていないように思われる。我々は、農民層分解論を基礎視角とすることにより、第一に、地主的支配を媒介に、「農民の生活構造と国家体制的支配とを統一的に把握」し、第二に、農民支配を動態的・構造的に把握し、第三に、この問題を戦前戦後一貫して同じ視角から捉えることが可能となるのである。これは菅野氏自身が主張することでもあるのだが、ここで農村社会学にとっての農民層分解論の意義を改めて強調しておきたい⁽¹³⁾。

だが、問題は戻るが、この農民層分解論をいかに社会的に実質化するのか、ということが重要な点となる。これについて述べれば、農民層分解が家や家連合のあり方、そしてこれらを構成単位とする村落を媒介としていかに変容・実現されるのか、ということが問われる必要がある、と考える。以下、こうした視角を内在させ、しかも農村社会学における地主制研究の古典たる地位を占める有賀喜左衛門の研究を中心に取上げ、その方法的問題に限り若干の検討を加え、本稿の視角を明示していこう。

有賀は、1933—34年にかけて「名子の賦役—小作料の原義」を雑誌に発表する。これは大幅な改訂を受けて『農村社会研究—名子の賦役』として出版され、さらに、43年の『日本家族制度と小作制度』として集大成された。この過程で及川宏・喜多野清一らの新たな知見をふまえて、自らの家と同族の社会学理論を彫琢していったことは周知のことであろう。

この理論の精緻化の過程の検討自体重要な問題

である⁽¹⁴⁾が、ここでは社会学の見地に立つ地主—小作関係分析の礎石を築いた点に注目したい。つまり、有賀は、当時の日本資本主義論争、とくに封建地代論争への積極的な参格を意図して先の諸論稿を発表したが、同時に彼は、小作慣行についての経済学・法学的研究への批判をとうして、社会学的研究の自らの立場を鮮明に打ち出していったのである。

そこでの有賀の批判は、第一に、「支配的小作形態」と「特殊的小作形態」とを過度に一般化する方法に向けられた。より具体的に明示すれば、小作慣行の本質を「現在支配的な小作形態」のみを論じることで解明しようとする労農派と、名子の賦役という「残存」「痕跡」的な「特殊小作形態の意味を一般化」する講座派の両者の方法論的誤りを有賀は批判するのである⁽¹⁵⁾。第二に、経済学や法学の研究では、小作慣行の「諸形態における地主小作人の関係を支配・被支配の关系到還元」し、この結果、「地主小作人間にみられる広汎な社会関係」を視野におさめることがなかった、⁽¹⁶⁾というのである⁽¹⁶⁾。

有賀にあっては、これに対して、小作慣行の本質を探るために、「残存」「痕跡」的事象を第一義的研究対象とし、これを歴史的溯及法により溯りつつ⁽¹⁷⁾、小作慣行の「ある形態から他の形態が、発展的契機において発生する社会的条件を明らかにすることによって、諸形態の社会的歴史的な相互関連を知る」⁽¹⁸⁾、という民族学的方法がとられた。そこでの方法の特徴として次の三点を指摘できよう。すなわち、第一に、第一義的研究対象を「残存」あるいは「痕跡」的事象に求める点である。従って、日本資本主義論争の重要な論点となった名子の賦役の評価をめぐる問題は、自らの方法論を実証し、主張する上で格好のテーマとなったのである。第二に、いわゆる「社会関係の形態的把握」という方法であり、第三に、小作制度を、それが存立する社会的・経済的諸条件と関連させて把握するという視点である。

この第一の点は、「民族学の本願」において既に主張されていたことであるが、第二、第三の方法の特徴は、経済学・法学的研究への批判を媒介として自らの方法的立場を社会学に据えたこととかわかる。すなわち、有賀は次のように、社会学に

固有の課題を社会関係の形態的把握におくことを宣言する。

「特殊科学としての社会学において、その対象とするところは人間の存在形態としての社会関係を捉えることでなければならない。社会関係の構造を形態的に追求するところに目的ありとすれば、今ここでは社会関係の一つとして小作慣行を形態的に研究して、その角度からその社会的歴史的関連を求め、しかる後に民族的性格を理解しようとするのである」⁽¹⁹⁾

よく知られているように、有賀は社会関係という概念に特殊な意味を含蓄させている。ここでさらに引用を重ねて、彼の意図するところを探ることにしよう。

「社会学概念としての社会関係を私は個人と集団の相互媒介の形態と定義する。社会関係に於ける生成の側面では個人が創造的、歴史的に顕出し、完了の側面では創造に非ず形成であり、個人に対し集団乃至社会性が顕出する。それ故社会関係は歴史性と社会性との相互媒介形態であると言い換える事が出来る。そこで個人の構造は常に個人的、社会的であるから、個人間の相互作用を通して見れば社会（集団）は個人に外在すると同時に内在する。かくの如き緊密なる関係に於てこそ、初めて個人に対する社会的強制が存する所以であり、かくの如き構造に於いて社会関係を捉へる場合に真に現実的、具体的であると言ひ得る」⁽²⁰⁾。

このように、社会関係を個人と個人の関係としてではなく、「個人と集団の相互媒介の形態」においてとらえようとするところに有賀の特色がある。ただし、ここでの「集団」概念も一般に理解されているものではなく、個人に対する全体、あるいはより具体的にいえば、「個人が置かれている社会的環境の総体」という意味が内包されている点に注意しなければならない⁽²¹⁾。そうした内容をふまえれば、有賀のここでの強調は、社会関係を抽象的・超歴史的個人間の相互作用としてではなく、個人のおかれた歴史的・社会的諸条件との関連で把握すべきだ、という方法的態度におかれていた、といえるのである。

こうした問題意識や視角からの研究により、有

賀は、小作料の原義=小作料の原初の形態を名子の賦役に求め、しかも、それが「大家族の家内賦役」と関連するものであることを実証していった。今、その論旨を要約する余裕もないが、具体的な分析においては、小作慣行の形態を村落の生活形態との関連において捉え、しかも、この生活形態の究明に際しては家あるいは家連合のあり方の分析が重視された。そのことにより、地主-小作関係の支配・被支配関係は、「より広汎な社会関係」との関連において理解される可能性が生まれたのである。そこには後の農村社会学における村落把握の基本的な方法、すなわち村落の構成単位として家を措定し、この家々の連合のあり方をとうして村落構造を理解するという方法が既に示されており、今日においても高く評価されよう。また、有賀の封建地代論争をめぐる労農派・構座派批判は方法的に正当なものも含むが、そこにいくつかの問題点を内蔵させていたのではなからうか。

第一に、「残存」「痕跡」的事象を第一義的研究対象とする民族学の方法は、一般的には、社会学の方法とすることはできない。我々は、まず、資本蓄積との関連で特定の段階における家連合により媒介される地主-小作という経済的・階級関係の存立構造を問題としなければならないのである。第二に、そもそも、具体的な地主-小作関係の分析ではなく、その形態的把握を起点とするところに問題が残る。しかも、この「社会関係の形態的研究は、ともすれば、社会関係を、生産力の発展に規定された特定の時期におけるものとしてではなく、抽象的・超歴史的概念として扱う」⁽²²⁾、という評価を受けるものであった。実は、有賀の方法的特徴の第三点として指摘したように、小作制度の存立を規定する社会的諸条件の解明は、柳田民族学から出発し、これを越えるために彼自身強調したところであったのである。しかし、端的にいえば、社会的諸条件の総体を生活意識と等置することにより、後には生活意識にかわり民族的性格を強調することにより、社会学の究明の努力は放棄されていったのである⁽²⁴⁾。

この点、有賀理論の止揚を意図した中村吉治らの周到な実証では、「生産条件を除外して、生産構造である意味を離れて、家を考えても、社会構造の中の家とはされない」⁽²⁵⁾、という視点が貫ぬか

れている。つまり、村落における農耕地をはじめとした生産諸条件、家連合にはいる家々の農業生産諸条件のあり方が具体的な分析の基礎に据えられた。そのことにより、水利、山林、耕地という生産手段を単位とする労働組織の重層性と歴史的特質が浮きぼりにされている。これは有賀の具体的な分析に欠落していた点であり、社会学的分析がこれに学ばねばならないことは言うまでもない。

第三の問題として指摘しておかなければならないのは、有賀が、地主的支配の根拠を土地所有関係に求めるのではなく、もっぱら同族的系譜の本支という身分関係に求めている点である。しかも、そこでは本家=地主と分家=小作という関係が前提されている。これは、「地主たる地位は身分的観念にはかならぬのであって、新しく生じた地主でも古い身分関係を必然的に継承する」⁽²⁶⁾、との主張に結びつく。無論、地主による共同体的支配が身分関係と相即して、あるいは結合して農民に対する支配を安定たらしめることは多い。中村らの分析では、労働組織に入る家々には位置づけの軽重があり、これが身分階層と密接な対応関係を示すことを実証しているが、しかし、この対応が固定したものでないことはいうまでもない。だから土地所有に基づく階級関係と身分関係とは、一応峻別されねばならないのである。我々は、有賀の批判にもかかわらず、地主-小作関係を、基本的には、支配・被支配関係としてとらえる。この関係は、土地所有に基づき小作料取収に結果する階級関係に他ならぬが、それが具体的な支配・被支配関係として現象するには、家と家の身分関係、他の社会関係が媒介することにならう。地主的支配における土地所有と身分階層の関連のあり方を具体的にとらえ、その段階的特質を明らかにする必要があるのである。

本稿の課題と方法 以上、不十分であるが有賀の研究を中心とする検討のまとめをとうして、本稿の課題と方法を簡単に述べておこう。

まず、第一に、小作慣行の形態的分析からではなく、地主-小作関係の具体的な分析を出発点としなければならない。しかも、その「原義」=原初の形態を「残存」「痕跡」的事象を手がかりとして歴史的に溯及するというのではなく、特定の段階における地主-小作関係の存立構造を解明すること

からはじめる。先に述べたように、地主制を日本資本主義の構造的な一環として捉え、農民層分解論を基礎視角とすることからすれば、源蓄期および資本主義的蓄積段階の地主—小作関係の存立構造とその変容が問題となる。

第二に、有賀の方法のように、地主—小作関係を家と家の関係として把握する必要があるが、この織り成す社会関係を特定の段階における生産諸条件に規定されたものとして考察しなければならない。ここで生産諸条件という場合でも、一般的な方法的態度の指摘にとどまるわけにはいかない。私は、とりわけ地主経営の経済的構造分析が重要な基礎に据えられねばならない、と考える。この分析を基礎として、農民層の分解が、地主経営の性格の変化や農民的経営の発展（これ自体が地主の家との社会的家関係にどうかかわるのか問題となるが）により、さらに、これら地主の家と小作農との家関係の変化によりいかに媒介され、変容を受けつつ実現されるのか、ということ展望しつつ具体的・歴史的に考察しなければならないのである。

第三に、地主支配における土地所有関係と身分階層との関連を具体的に把握し、その段階的特質を明らかにする、こうした方法を貫く必要がある。そして、こうして明らかにされた地主支配の構造は、より広い農村社会における支配機構の総合的な展望の中に位置づけ評価されるべきだろう。この点は、有賀は無論、中村らの研究においても残された課題だったのである。

本稿では、こうした視角による地主の家と小作農の家関係の分析をとらして、大正期における地主—小作関係の特質を解明することに課題を限定したい。同時に、先の経済史における研究で指摘された地域類型を考慮し、事例として、山形の庄内、宮城県の大崎地方と並んで「千町歩地主地帯」「大地主地帯」として特徴づけられる新潟県北蒲原郡中浦村の地主田中家を中心に取り上げる。考察では、まず、中浦村の農業生産と地主的土地所有の地域的特徴と小作農家層の経済的・社会的性格を把握し、次に、田中家の家の概要と地主経営の構造の分析をふまえ、最後に、大正期の田中家を中心に結ばれる労働組織・生活組織の考察をとらして、この期の地主—小作関係の特質を明らかにし

よう。

註

- (1) 安孫子麟「寄生地主制論」（『講座日本史 日本史学論争』、東大出版会）150頁。
- (2) 拙稿「1920年代における地主的支配機構と農民運動の性格」（『社会学年報』XI、1982年）において、この点を実証した。この論文において、私は、「寄生地主支配が存続してきた原因は何か。これを地主支配に対する農民諸層の主体的対応＝農民運動の性格に焦点を据えて問う」（79頁）た。そこでは政治的实践を中心とする農民運動の性格に分析の焦点がおかれ、その基底となるべき地主制の分析が必ずしも十分でなかった。本稿でその点も補いたいと考える。従って、調査対象地の概況、農業生産の特徴等の記述については内容が重複することになる。
- (3) 河村望・蓮見音彦「近代日本における村落構造の展開過程」(上)（『思想』407号）55頁。
- (4) 山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波書店）を参照。
- (5) この「寄生地主制」論争を総括したものとして、前掲安孫子論文のほか、安良城盛昭「日本経済史研究の当面する課題—理論と実証をめぐる二・三の問題」(2)(3)（『思想』407、423号）、山崎隆三「地主制（形成期）をめぐる諸問題」（『社会経済史学』31—1—5）、加藤幸三郎「地主制（確立期）をめぐる諸問題」（同前誌）、さらに、最近までの研究動向にも触れているものとして、中村政則「近代日本地主制史研究」（東大出版会）がある。
- (6) こうした点を指摘し、地主制を日本資本主義との相克ないしは矛盾の展開として把握する視点を強く打出しているのが、安孫子麟、中村政則らの一連の地主制研究である。とくに、段階論と類型論の統一としての地主制の把握という視角は、大石嘉一郎「農民層分解の論理と形態」（『商学論集』26号—3、1957年）、安孫子麟「日本地主制分析に関する一試論」（『東北大学農学研究所集報』第12巻—2、1961年）において明確にされた。
- (7) 古島敏雄編『日本地主制史研究』（岩波書店）などで事例の片寄りとして、さらに、「農地改革との関連で、まずわが国地主制一般の性格として問題となるのは巨大地主地帯における地主の性格である」（2頁）、と指摘されている。安孫子も、水稲単作地帯の地主制の中に「日本地主制のより本質的な形態をより明瞭に見出し得る」（『水稲単作地帯における地主制の矛盾と中小地主の動向』『東北大学

- 農学研究所彙報」第9巻—4, 1958年, 29頁), と述べている。方法論的にも, 事例を選定する上にもひとつの重要な点であろう。
- (8) 古島敏雄・守田志郎『日本地主制史論』(東大出版会)。なお, 後の分析に出る市島家については, 『市島家文書』『千町歩地主市島家の構造』(農政調査会編)がある。
- (9) この点は, 中村政則, 前掲書における近年の研究動向に触れられている。
- (10) 古島敏雄, 前掲書, 8頁。
- (11) 中村政則, 前掲書, 141頁。
- (12) 菅野正『近代日本における農民支配の史的構造』(御茶ノ水書房)。とくに, 序章「わが国における農民支配の構造」において, ウェーバーに基本的に依拠しつつ「支配の類型」として視角を提示しているが, 後の分析にもこれが生かされているとは思われない。
- (13) 菅野は, 「農村社会学の歴史的展開と今日の課題」(『宮城教育大学紀要』第14集, 1980年)において, この農民層分解論が, 「体制と農民生活の接点の総合的認識」(225頁)を可能とする方法論であり, 農民支配と農村変革の主体形成の問題にとっても基本的視角となることを指摘している。しかも, 「この場合の分解論は, 任意にとられた経済的指数による統計的議論だけではなく, 農民生活のトータル性の把握にむけて社会学的に実質化」(226頁)する必要性を強調し, こうした方向として「分解論とイエ・ムラ理論の接合」(225頁)を展望している。
- (14) こうした論考として, 中野卓「同族団研究の起点と課題」(『商家同族団の研究』(出, 未来社), 森田政裕「有賀喜左衛門の『家』理論とその論理構造」(『社会学評論』115号), 武笠俊一「有賀社会学の成立と展開」(『系譜関係と親方子方関係』(『社会学評論』116, 128号), 平野敏政「有賀喜左衛門の家理論」(『家族史研究』3, 大月書房)等をあげておこう。
- (15) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集I』(未来社), とくに「小作制度の研究法」を参照。
- (16) 有賀『著作集I』, とくに20—22頁。
- (17) こうした方法は, 既に, 「民族学の本願」(『著作集VIII』)において明示的に展開されている。
- (18) 有賀『著作集I』20—21頁。
- (19) 有賀『著作集I』32頁。
- (20) 有賀『著作集I』247—248頁。
- (21) 森田, 前掲論文, 31頁。
- (22) 河村・蓮見, 前掲論文, 56頁。

- (23) 「名子の賦役—小作料の原義」(『著作集VIII』)における方法として, 「特定の経済関係が生ずるためには特定の社会的条件が必要なのであって, 経済関係における特異性はその環境の自然的条件以外にその社会組織やその他の生活条件の反映することはいかんとすべからざる事実であって, そこに示現する生活の形はつねにそれら諸条件の総合であり, その生活の全体を表象するものはその生活意識である」(210頁), と述べる。しかし, 社会的諸条件の分析を基本とするのではなく, 「私の考察の重心はそれぞれの小作形態がいかなる生活意識によって行なわれているかを知り, これを比較する点にある」, という主張に大きな問題がある。この「生活意識」の概念の意味内容や「民族的性格」への概念の使い方の転換については, 鳥越皓之「有賀社会学にみる生活把握の方法」(『東京教育大学社会学研究室『現代社会の実証的研究』1977年)を参照。
- (25) 中村吉治『村落共同体』55頁。
- (26) 有賀『著作集I』50頁。

II 中浦村における地主制と農民諸層の動向

1 調査対象地の概要

調査対象地となる新潟県北蒲原郡中浦村(現豊浦町)は, 郡の中心地, 新発田市に隣接する東西6.4km, 南北9.3km, 総面積63.39km²に及ぶ典型的農村地帯である。図1にみるように, 村の南東には真木山(標高92.0m), 本田山(同124.5m)を負い, 両山の麓から東部にかけては一般に標高は高いが, これから漸次低減して西の端に位置する乗廻, 三ツ樹, 天王部落付近で福島潟に臨んでいる。

こうした土地条件のもとにあるため, 一般に低湿地であるといわれるが, 村内においても福島潟あるいはこれに注ぐ河川との接触の程度により水利事情も異なり, 中浦村においても農業生産の条件はずいぶん異なるものがあつた。とくに福島潟縁の諸部落を中心とする西部地域は水害常襲地帯であり, 水との苦闘の中で稲作農業を展開してきた。これに対して, ここで中心に取上げる地主田中家の居村となる小坂部落は, 県道新発田—水原線から奥まった村の東南に位置し, 従って, 標

高も比較的高いことから、生産力も安定し、畑面積も村内では相対的に比率が高い。

以下、叙述の便のために行政区画の変遷を辿ると、図2のようになる。中浦村に属する地域は、古くは豊田の荘と称し東大寺領であったが、慶長3(1598)年に新発田溝口氏の所領となっている。小坂は現行の小坂と動木橋より構成されていたが、現行の行政区は、藩政期にはほぼそれぞれ独立した小村であった。明治以降かなり複雑な変遷を辿っているが、明治22年の市制町村制による天王村、中浦村、荒橋村の三村から、さらに明治34年これらが合併し中浦村となっている。

2 農業生産の特徴と農民層分解

中浦村の全産業に占める農業への依存度は、北

浦原郡全体と比しても著しく高い。まず、この中浦村の農業生産の地域的特質を明らかにし、次に、大正期を中心に農民層分解の動向を統計的に把握しておこう。

明治35年における中浦村の地目別構成をみると、第一に、田1,375.5町、畑165.0町と、耕地率97.6%、うち水田化率81.8%を占め、稲作単作型の生産形態を志向し、米を唯一の商品とする新潟県の平場農村の典型的姿を示している。しかし、第二に、この水田の99.8%が湿田で、農業生産の基盤が脆弱であったということが特徴として指摘できる。このため明治末期から大正初めにかけて、地主による耕地整理と農事改良が農業生産の大きな課題となり、これを契機として小作争議が展開されるようになる。第三に、中浦村の明治36—40年の平均反収は1.39石で、生産力は低く不安定で、

図2 中浦村・豊浦町行政区画の変遷

明治5年	23小 大区	23大区 小3区	23大区 小2区	23大区 小3区	22大区 小8区	23大区 小3区	22小 大区	
大区 制の頃	吉浦小 浦板 村新 田田	戸板 太板 藤板 赤板 大小 小掛 竹掛 二枚 荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ
	(小友組) 用掛 丹治 与五右衛門	(小坂組) 用掛 田中三保平	(荒町組) 用掛 今井令次 戸長 今井令次	用掛 戸長 林大与 右衛門	(吉浦組) 用掛 戸長 出村慎平	用掛 細野弥藏 戸長 細野弥藏	用掛 戸長 劉谷政次 "	用掛 長川兵衛 用掛 田中栄次郎
	明治5年(小坂組) 戸長 田中佐保平		明治11年(吉浦組) 吉浦村外11村 戸長 出村慎平				明治12年(本田組) 戸長 田中栄次郎 斉成雄三	
明治17年 改定戸長 役場所轄 区域	荒町村外11ヶ村		吉浦村外10ヶ村			本田村外9ヶ村		
	赤浦小 橋新 田田	戸板 太板 藤板 赤板 大小 小掛 竹掛 二枚 荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ	荒町 切梅 二堂 池ノ 万代 加万 竹治 乙次 吉浦 中ノ 中ノ 乘ノ 三ツ 三ツ 三ツ 天川 天王 三ツ 三ツ 天王 天王 岡屋 月岡 本岡 本岡 本岡 中ノ 滝ノ
明治22年 市制町村制 明治34年 11月1日	松浦村	荒橋村	中浦村	天王村	本田村	山倉村		
	中浦村							
	豊浦町 (昭和30.3.31福島村, 昭和30.7.1豊浦村に村名変更。昭和45年11月1日町制施行)							

注；町史編纂委員会「行政区画の変遷と天王小学校の沿革調査」より引用。

県や郡と比較して低率であったが、地主的農事改良の浸透とともに生産力の上昇がみられた。

中浦村の農業は稲作経営を中心としてきたが、畑作はどうか。表1の畑の作目別作付面積構成の推移をみると、時期的に盛衰はあるが、大豆を中心とする食用農産物などの自給的性格の強い作目の比率が一貫して高い。商品作物としての米の役割は大きなものがあったと推察されるのである。

次に、このような特徴をもつ農業生産を主体的に担う農民諸層の動向を、とくに、大正期に焦点を据えて迎ってみよう。

表1 畑作物の作目別作付面積推移

(単位：反)

	明治45	大正5	大正10	昭和元	昭和5
麦類	139	135	64	39	30
大 麦	50	63	40	16	10
小 麦	89	72	24	20	14
裸 麦	0	0	0	3	6
食用農作物	756	804	698	547	1,189
大 豆	446	420	517	343	601
甘藷 馬鈴薯	28	189	79	102	128
な た ね	156	93	78	97	450
そ ば	126	102	24	5	10
蔬 菜 類	394	400	243	297	371
大 根	270	253	149	176	196
な す	91	87	48	55	62
きゅうり	14	25	23	30	43
白 菜	13	14	12	6	10
そ の 他	6	21	11	30	60
果 樹	6	11	0	0	0
茶	136	126	89	61	28
計	1,437	1,476	1,094	944	1,618

注：豊浦町役場資料より作成。

資料的に十分ではないが、表2の明治34年の所有規模別農家構成をみると、無所有農家が65%を越え(このうち宅地さえ持たない農家が750戸を数えていることに注目する必要がある)、さらに五反未満層を加えると、実に85%の極零細農家が滞留していることがわかる。他方、20町以上を所有するわずか4家(0.3%)の地主が、自村民所有地全体の約4割を所有しており、実に激しく両極分解の進展していることが窺えよう。

かかる特徴を、表3地小作地別別構成により各郡と比較して補い、同時に、その推移をつかんでおこう。これによると、大正6年の数値で地主的土地所有の進展度を示す小作地率は、実に92.4%となり、極限に達したかの観さえある。これは県や当時最も地主的土地所有の進展していた北蒲原郡全体と比しても極わ立った高い数値であるが、しかも、以後小作地率の漸増する県や停滞を示す郡とは対称的に、大正12年までのわずか6年間に小作地率が10%ほど激減していることが特徴的である。

この動向は自小作別農家構成にも端的にあらわれている。表4のように、起点となる大正6年において、小作農家率74.1%は県の2倍、逆に、自小作農家率および自作農家率は、それぞれ県の4分の1と2分の1しか占めていない。この農家構成の動向も先と同様にみておくと、大正6-12年を焦点としてみれば、自作農家は実数で50-55戸とほぼ一貫して変化はみられない。これと対照的な変化は、小作農家の約20%ほどの激減と自小作農家が逆に21.0%から37.9%へ約17%その構成を増していることであろう。しかし、両者の実戸数を相殺するとわかるが、140戸の減少がみられ、これは農村雑業層や小作零細農の離農=賃労働化者が激しく進展したものと推測できる。

表2 所有規模別農家構成

(単位：反)

	0~5	5~10	10~15	15~20	20~30	30~50	50~100	100~200	200~	所有ナシ	計
明治30 戸数	253	56	41	15	31	19	14	13	4	851	1,297
明治30 %	19.5	4.3	3.2	1.2	2.4	1.5	1.1	1.0	0.3	65.6	100
明治34 戸数	245	52	37	17	31	19	15	11	4	848	1,279
明治34 %	19.2	4.1	2.9	1.3	2.4	1.5	1.2	0.9	0.3	66.3	100

注：「中浦村村是調査書」より作成。

表3 地小作地別反別構成の推移

	新潟県		北蒲原		中 浦 村		計
	自作	小作	自作	小作	自作	小作	
大正 6	40.6 %	59.4 %	25.7 %	74.3 %	反 105.5 % 7.6	1,287.5 92.4	1,393.0 100
8	39.9	60.1	26.0	74.0	反 117.5 % 8.4	1,287.0 91.6	1,404.5 100
12	40.0	60.0	27.2	72.8	反 269.7 % 19.1	1,140.5 80.9	1,410.2 100
昭和 5	37.2	62.8	25.1	74.9	反 241.5 % 17.4	1,145.4 82.6	1,386.9 100
7	37.7	62.3	25.6	74.4	反 287.9 % 20.3	1,130.1 79.7	1,418.0 100
11	39.9	60.1	26.9	73.1	反 295.5 % 20.8	1,122.5 79.2	1,418.0 100
14	40.6	59.4	27.8	72.2	反 359.2 % 25.3	1,058.8 74.7	1,418.0 100
20	49.4	50.6	39.9	60.1	反 515.6 % 33.3	1,031.0 66.7	1,546.7 100
25	93.4	6.6	96.5	3.5	反 1,519.7 % 98.3	26.6 1.7	1,546.3 100

注：「新潟県統計書」および「中浦村村会議事録」より作成。

表4 自小作別農家構成の推移

	新潟県			北蒲原			中 浦 村			農家計
	自作	自・小	小作	自作	自・小	小作	自作	自・小	小作	
大正 6	22.8 %	43.1 %	34.0 %	13.5 %	36.8 %	49.6 %	戸 50 % 4.9	213 21.0	752 74.1	1,015
8	23.0	42.5	34.6	13.5	36.8	49.7	+5 55 5.8	+63 276 29.2	-138 614 65.0	-70 945
12	23.6	42.1	34.3	14.2	34.8	51.0	-1 54 6.2	+51 330 37.9	-128 486 55.9	-76 870
昭和 5	24.0	44.0	32.0	14.1	42.3	43.6	-4 50 5.7	+62 392 44.4	-45 441 49.9	+13 883
7	24.3	43.9	31.8	13.8	40.1	43.0	±0 50 5.9	-40 352 41.3	+9 450 52.8	-31 852
11	23.7	43.9	32.4	13.1	44.2	42.7	+5 55 6.2	+14 366 41.4	+13 463 52.4	+32 884
14	23.5	46.9	29.6	12.3	48.5	39.2	±0 55 6.2	+88 454 51.4	-88 375 42.4	±0 884

注：「新潟県統計書」および「中浦村村会議事録」より作成。

これは表5の現住人口・戸数の推移にも読みとれよう。明治末年から増加してきた現住人口・戸数ともに、大正6年を境に、絶対的・相対的に減少し、郡の動向とは対照的な動きを示す。また、村からの流出率も大正6年の9.8%から大正10年の18.6%に急増し、村内に限っても兼業化が著しく深化しているのである。つまり、この大正期に農民層内部の構成や性格に大きな変化が顕在化したのであり、具体的には、労働市場の展開とともに、停滞的過剰人口として地主・自小作上層の年雇・日雇として依存する農村雑業層＝飯米購入小

作層⁽¹⁾の一定部分が、一部は滞留し、また、一部は窮乏化を深めて都市賃労働者への傾斜を強めていったと思われるのである。

次に、経営規模別農家構成をみておこう。表6である。これにみるように、中浦村の農家経営面積は、県や郡と比較して規模が大きい。五反未満の比率が少なく、2-3町の上層農家の配分が高いのである。このことは第一に、所有と経営が極端に分離していることを示している。さらに、中浦村の第二の特徴は、北蒲原郡においては大正一昭和初年代にかけて1-2町の増大と五反未満零

表5 現在人口・戸数および流出率の推移

	本籍人口 人	現 住 人 口			流出率 %	現 住 戸 数		北浦現住 戸数比 %
		計 人	男 人	女 人		実 数 戸	比 %	
明治30	?	5,543	2,782	2,761	?	1,047	91.5	?
44	?	6,207	3,122	3,085	?	1,008	96.9	?
大正2	7,615	7,039	3,500	3,539	7.6	1,144	100.0	100.0
6	8,104	7,310	3,654	3,656	9.8	1,150	100.5	100.1
8	8,105	6,851	3,419	3,432	15.5	1,130	98.8	100.4
10	8,105	6,601	3,419	3,185	18.6	1,133	99.0	101.3
12	8,291	6,757	3,517	3,240	18.5	1,137	99.4	102.2
昭和3	8,563	7,327	3,808	3,519	14.4	1,131	93.9	105.1
6	8,643	7,176	3,686	3,490	17.0	1,130	99.3	100.9
9	8,836	7,262	3,724	3,538	21.7	1,151	100.5	108.7
12	9,327	7,276	3,546	3,730	20.0	1,155	101.0	109.7
16	9,830	7,328	3,597	3,781	25.4	1,143	99.9	110.7
20	?	8,398	3,796	4,501	?	1,313	114.8	129.2
22	?	8,569	4,079	4,490	?	1,360	118.9	112.7

注：「新潟県統計書」より作成。

表6 経営規模別農家構成の推移

(単位：%)

	新 潟 県					北 蒲 原					中 浦 村				
	0~5	5~10	10~20	20~30	30~反	0~5	5~10	10~20	20~30	30~反	0~5	5~10	10~20	20~30	30~反
明治43											15.3	14.6	39.3	24.5	6.3
大正5	36.4	30.6	29.1	10.8	3.0	19.4	21.1	34.3	20.1	5.1	13.7	13.9	39.1	26.9	6.3
15	25.0	30.9	30.6	10.9	2.5	15.0	19.9	39.0	20.5	5.2	14.3	14.0	38.5	26.9	6.4
昭和5	26.3	29.8	31.6	10.0	2.3	15.4	18.8	41.0	19.5	4.9	14.0	15.5	37.8	25.7	6.9
10	27.0	27.9	31.0	9.7	2.4	17.1	19.4	39.9	18.1	5.4	14.5	15.7	37.5	25.2	7.1
13	26.6	29.1	31.9	9.9	2.5	19.1	19.9	37.6	18.6	4.9	15.0	15.4	36.8	25.7	7.2
22	26.8	31.6	31.5	5.9	4.1	18.7	20.4	40.7	12.1	8.6	17.5	15.7	35.0	25.0	7.0

注：「新潟県統計書」および「中浦村村会議事録」より作成。

細農家の減少という「中農標準化傾向」がみられるが、明治末にややこうした傾向を示すものの大正期にはみられない、ということである。

以上簡単にみてきたように、大正期における農民層分解は、当時において既に地主一小作分解という形態が極限に達し、小作農民層の自小作層への前進的上昇と都市賃労働者の析出²⁾という「両極」的分解が主要な形態となってきたことを示している。これは、中浦村の農民層分解が資本主義的な人口法則に包摂されてきたことを意味するが、上向・下向のいずれの場合にも、さしあたり統計的には、地主層からの小作農民の自立化が進んでいることを察知できる。こうした分解の動向は、地主との家関係をとうしてどのように具体的に展開しているであろうか。これをみる前に、農民層の対極に位置する中浦村の地主制の特徴をつかんでおこう。

3 地主的土地所有の諸相と特質

北蒲原郡の地主制は、新潟県における地主的土地所有の根幹をなす、といわれる。それは、千町歩地主という大地主の存在、早期確立性、土地の

集中性という3つの特徴に総括できよう。これとの関連で中浦村の地主制の特質と地主による土地集積過程の若干を考察しておこう。

表7は、中浦村に居住する10町以上の地主による土地集積の推移を示している。これを所有規模に応じて、第一層・千町歩地主の市島家、第二層・細野、野村、田中の3家（これらを下級大地主と呼んでおこう）、最後に第三層・10町前後の中小地主、に分けておこう。中浦村においても市島家という千町歩大地主の存在を確認できるが、土地所有規模だけをとっても実に多様な地主が存在していることに注目したい。それぞれ、支配機構における位置づけも、その支配の形態も異なるのだが、千町歩地主の市島家とここでは田中家との比較とすることを念頭において、同じ第二層・下級大地主の細野家を取上げて、中浦村内の土地集積過程に問題を限定し、その特徴を明らかにしておこう。

千町歩地主市島家の土地集積³⁾ まず、中浦村の地主制の頂点に立つ千町歩地主市島家を取上げて、この中浦村における土地集積の過程を簡単に概観しよう。とくに藩政期における地主による土地集積については、他の地主が不明なことから、市島家の時期的特質から推察することになろう。

表7 中浦村内10町以上地主の土地所有推移

(単位:町)

		明治4年	明治25年	明治40年	大正10年	昭和4年	昭和20年
市島徳次郎	天王	1,867.00	1,248.81	1,273.00	1,405.00	1,257.00	1,031.00
細野弥蔵	下中ノ目	117.44	116.29	133.90	134.45	115.48	68.32
岩淵義業	中ノ目新田		32.03				
野村吉直	吉浦	36.18	25.58	47.10	62.98	64.63	62.71
田中九長次	小坂	24.55	19.61		61.27	57.75	34.69
堀川静司	池端	18.97	19.55			8.09	5.81
姉崎静弥	〃	16.94	16.02			11.55	4.48
村山徳太郎	竹ノ花	16.32	14.89				
本間荻松	赤橋	12.48	13.78			14.55	10.41
榎木彦十郎	吉浦		12.63			10.28	
須戸門次郎	下中ノ目	12.80	11.44			14.32	12.50
田中作五郎	中ノ目新田	15.77	10.43			15.13	4.41
小林茂	?		10.25				
細野益三	下中ノ目		10.08			9.47	7.34
小林伊惣次	?		9.81				

注; 1) 『改革史資料5.6.7.』『千町歩地主市島家の構造』より作成。

2) ③岩淵は転出。

市島家の発祥の地は、丹波国氷上郡市島村と伝えられ、遠祖・治兵衛の代に溝口氏の士分御用達として仕え、慶長3年の溝口氏の移封とともに、北蒲原郡五十公野に来住したといわれる。2代嘉右衛門の代に水原に居を移し、農業の傍ら薬問屋として財をなし、後に貿易も手掛けながら土地を集積していった。

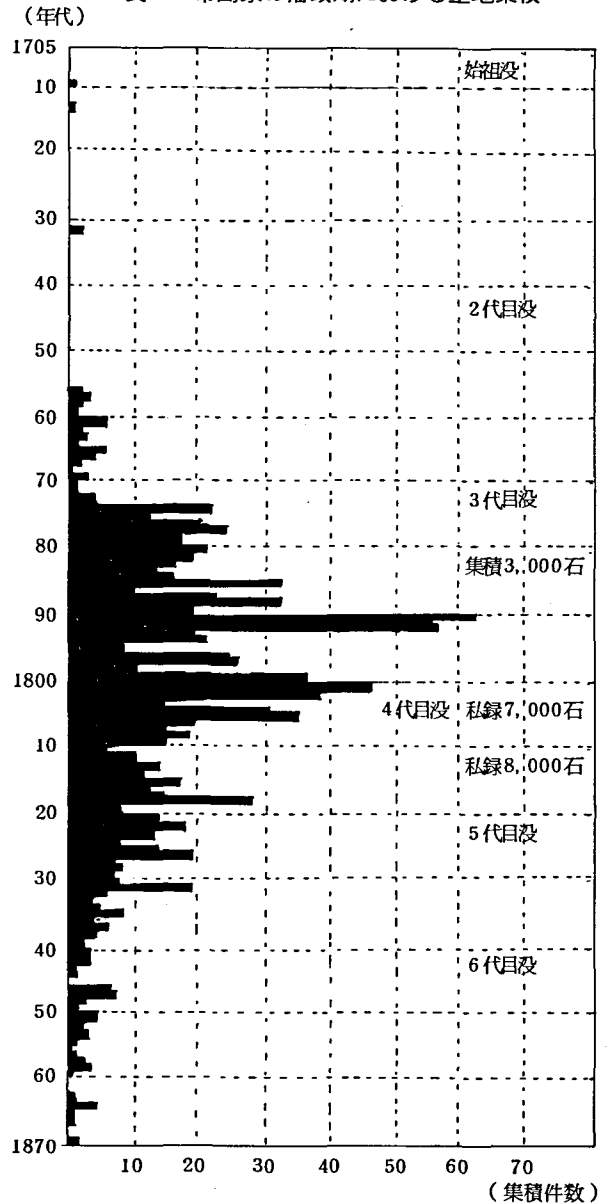
この市島家の土地集積が最も進展したのは、1790年から1800年初頭にかけてで、この頃より少し前の3代喜右衛門（南山）の代には、京や大阪との取引を行う薬問屋として成長し、集積も三千石に達していた。次の4代徳次郎の代には、薬の他に海産物、金物の取引を加え、さらに、幕府や新発田藩等への武家金融を行うまでとなり、この利得を土地集積に投下することにより彼の晩年には七千石に急増している。後に下って、7代目徳次郎（宗輔）の代に、水原の屋敷が焼失したのを機に、これを郡役所として献上し、現在の天王に明治10年居を構えたのである。

以上のような幕末一明治期までの土地集積の全体像をつかむものが表8である。これは質流れ証文の集計により集積過程をみたものだが、一見してわかるように、4代目徳次郎の代、1780—1800年初頭にかけて急速な土地集積のあったことが察知できる。これは、天明の大飢饉からそれに続く凶作・災害による農民層の絶対的窮乏化の進行を背景としており、1830年以降の集積は少なくなっており、農家経済は比較的安定していたと思われる。ここで土地集積の地域的分布についても述べておくと、新発田藩は浜通り、山通り、島通りの3つに区分されていたが、市島家はその土地の80%以上を中浦村を含む島通りに所持していた。この地域は、その名のとおり常襲水害地帯であり、沼潟を改良した開田地帯として特徴づけられる。そのために特殊な小作慣行もみられたが、市島家は、急速に地主的統制を強めつつ経営を強化してゆく。

次に、これを中浦村に限って考察を加えよう。それにより、中浦村の藩政期における農民層の土地喪失過程を推測しようというのである。

表9は、市島家中浦村における各大字の土地所有の推移を示している。寛政2年（1790年）には、福島潟縁の諸部落に、具体的には、天王に16

表8 市島家の藩政期における土地集積



注：「市島家文書」より引用。

町4反1畝、三ツ樹に6町4反余、三ツ樹新田（現福島部落）に1町7反、中ノ目新田に9町1反6歩をそれぞれ所有していた。つまり、全体では33町6反2畝7歩の小作地を既に所有していたことになる。

これから大分時期は下るが、明治10年の数値をみると、天王は33町余に2倍、三ツ樹が3.4倍、三ツ樹新田2.3倍、中ノ目新田1.9倍と、ほぼ2倍から3倍に延ばし、新たに加えた乗廻、吉浦の分を

含めると、合わせて84町5反5畝1歩に達している。しかし、この間に、例えば三ツ樹の保有高は1830年の106.1石から幕末の250石と約2倍以上に増大しており、生産力の上昇を考慮しても、比率的な伸びはそれほどではないようだ。

それ以後、明治20年には154町4反7畝3歩と、この10年間に約70町余の集積があることに注目したい。しかも、この集積では、従来の福島潟縁の地域に限られていたのが、東部諸部落への拡大がみられるという質的变化がある。こうした中浦村における拡大の特徴に、不在地主として集積していた頃とは異なる居村への配慮が窺えよう。以後、表10のように明治35年には162町余、同41年167町余と停滞を示しており、中浦村における市島家の集積は、明治20年までにはほぼ終わっている、といえよう。そして、これと市島家の明治維新から10年頃までには土地を手放すことがほとんどみられぬことを勘案すると、幕末には、少なくとも85町前後の土地集積に達していたということができよう。

さて、我々の次の課題は、中浦村における藩政期の集積がどのようなものであったのかを把握することにある。このため先の質流証文のうちから中浦村分だけを抜き出し、1757年から20年間ごとに集計してみたのが表11である。それによると、宝暦7(1757)年—明和6(1779)年までの20年間に4町5反6畝7歩を集積するが、次の20年間、すなわち寛政9(1797)年までに、実に3倍の15町3反4歩を集積していることがわかる。そして、

表9 市島家中浦村内の各大字別土地所有推移
(単位:町)

	安政3年	明治10年	明治24年
天王	16.413	33.320	45.266
三ツ樹	6.418	21.713	27.535
三ツ樹新田	1.690	3.815	13.675
中ノ目新田	9.106	16.954	20.283
乗廻		8.713	10.207
吉浦		0.36	0.592
その他			48.125
計	33.627	84.551	165.643

注:『千町歩地主市島家の構造』および『市島家文書』より作成。

表10 市島家中浦村における
地目別土地所有の推移

(単位:町)

	明治20	明治24	明治35	明治41	昭和22
田	114.827	130.337	123.193	125.483	104.630
畑	37.082	25.365	26.063	25.272	
宅地	1.112	5.900	8.150	8.512	
山林			2.511	2.982	
原野			2.091	2.411	
池沼			0.005	2.800	
その他	1.452	4.041			
計	154.473	165.643	162.013	167.460	104.630

注:『千町歩地主市島家の構造』より作成。

表11 市島家中浦村内における
藩政期の土地集積過程

(単位:町)

時期	集積面積
1757 ~ 1777年	4.567
1778 ~ 1797年	15.304
1798 ~ 1817年	7.789
1818 ~ 1865年	0.425
計	28.085

注:『市島家文書』より作成。

寛政10(1798)年—文化14(1817)年の7町7反8畝9歩の後、明治に至るまで集積はないに等しいのである。ここで、先にみたように、市島家中浦村内における土地所有規模が最初にわかる1790年の数値10町前後ということを勘案すれば、表の質流証文の集計による数値は、実数値の約3分の1を表わしているともみてよいであろうか。従って、結論として、中浦村における幕末までの集積面積85町余は、1778—1817年の約40年間に集積されたと考えることができる。

市島家についての以上の考察から、次のように総括することができよう。つまり、中浦村における土地集積、従って農民層の土地喪失は、2つの画期をもって急速に進んだ。第1期は、1790—1820年頃までの藩政期末における集積であり、地域的には福島潟縁の諸部落がこれにあたる。このことは、地主的土地所有が浸透するだけの生産力の上昇がみられたことを意味するが、同時に、それが不安定であったことを示している。飢饉や凶作・

災害を契機とする絶対的窮乏化により農民層は土地を手放さざるをえなかったのである。これに対して、比較的生産力の安定した東部地域においては、集積は市島家が中浦村を居村と定めて以降のことであり、第二の明治10—20年までの時期がこれにあたる。いずれにせよ、中浦村における地主制の形成は、比較的早いことを確認できよう。

下級大地主細野家の土地集積 村落における地主的支配の構造を問題とするなら、村落とのかかわりの深い第二層の在村地主が重要であろう。これについて古島敏雄は、「古い歴史をもつ在村の寄生地主として、単に関係小作人という範囲ではなく、一つの集落単位としてその村を強く常握する条件をもち続けてきた」⁽⁴⁾、という。田中家を事例とする意図もこの具体的条件を解明することにあるのだが、ここでは田中家との比較の意味から、村のほぼ中央の下中ノ目に居住する細野家を取上げて、その土地集積過程とこの特質について考察を進めることにしよう。細野家は、系譜的にみれば藩政期には名主、明治に入っても用掛、戸長等を歴任し、後には県会の副議長に就任するなど、かなりの政治力を有することを前もって念頭に入れておきたい。

この細野家の土地所有規模が最初に判明するのは明治4年である。当時で既に100町を越え、地主的基礎の古さを窺わせる。残念ながら藩政期における土地集積を確認することはできない。市島家の集積から間接的に推定するほかはないが、ほぼ同時期に土地集積をとげたのではないだろうか。しかも、この要因は、この下中ノ目を含む福島潟縁西部の各村が、福島潟開墾によって正保以降の時期に「附近ノ村民ノ漸次…開拓移住シテ部落ヲ造リ村邑ヲ成」⁽⁶⁾したものであるから、この過程で成立した封建的小農が、経済的基盤の幼弱さと領主の貨幣要求や凶作・水害を契機として窮乏化することに求められよう。

こうした領主支配の下における農民層の早期の土地喪失ゆえに、一般には、集積者は同一村居住者に限られ、土地の集中性という特徴を示すことになる、といわれる。これを表12で確認しよう。一見して察知できるように、自己の居村下中ノ目に土地所有が集中し、それ以外も隣接する諸部落にほぼ限られている。このような明瞭な土地集積

の集中性という特徴は、逆に、細野家の地主としての成立の事情を傍証するものといえよう。

次に、表13の地目別土地面積の推移をみると、そこからいくつかの画期が析出できる。第一に、明治40年を境とする時期である。漸次土地を集積し、明治36年に144.6町と頂点に達している。この時期は、資本主義の発展とこれに伴う米穀市場の高度化により産米改良を強いられ、農事改良をめぐり地主的支配が貫ぬく形で行政組織や農会をはじめとする農政諸団体の整備と機能的連繫をはかりつつ、地主的支配機構の完成をみた時期である。細野家でもこれに対応し、「農事改良同盟会」を組織し、小作料の内包的拡大と小作人の組織化を意図して活発に活動を展開していた。しかし、この40年頃から大正初年の間に129町にまで減少し、中浦村全体よりもやや早く停滞現象を示している。

第二に、大正10年から昭和初年代にかけての減少が顕著である。この要因は、いうまでもなく小作争議にあるが、内部的により詳細にみると、昭和3年までの絶対的減少は自分の下中ノ目部落のものであり、逆に、争議の一段落する昭和6年までに全体で13町を増やすが、同時期にも下中ノ目ではさらに4町余減少が続いている。ここに小作争議に対応し、自己の部落民に対する配慮と協調をめざす細野家の姿勢が窺えよう。

以上、市島家と細野家の分析を簡略にまとめておこう。まず、第一に、地主制成立の早期性、土地の集中性、そして大地主の存在、という3つの特徴を実証できたかと思う。第二に、地主による土地集積、逆にいえば、農民の土地喪失の画期は、市島家の分析からは、藩政期の1790—1830年まで

表12 細野家の大字別土地所有推移

(単位:町)

	自分の部落内	隣接部落	他の村内	村外	計
大正4	77.49	19.41	9.26		106.16
6	77.52	19.41	9.26	0.62	106.81
8	77.52	18.98	9.26	0.62	106.38
10	79.49	19.39	9.26	0.62	108.76
12	79.51	19.37	10.51	1.27	110.66
昭和3	63.30	19.37	10.51	1.57	94.75
6	59.67	24.53	26.18	?	110.38

注:「細野家文書」より作成。

表 13 細野家の地目別土地所有推移

(単位:反)

	田	畑	山林	原野	雑種地	その他	計
明治 34	1,110.685	85.757	37.961		10.235		1,244.638 (100)
明治 35	1,107.037	175.622	95.836		27.727		1,403.222 (113)
明治 36	1,120.754	167.919	157.562				1,446.235 (116)
大正 4	1,061.819	135.812	78.528	15.604	.117	.010	1,291.870 (104)
大正 6	1,068.183	169.422	64.913	18.164	.117	.010	1,320.815 (106)
大正 8	1,068.429	140.126	99.022	18.118	.117	.010	1,325.822 (107)
大正 10	1,087.628	139.684	98.714	17.938	.528	.010	1,344.502 (108)
大正 12	1,106.690	129.713		13.856		.010	1,250.269 (100)
昭和 3	947.000	166.500		13.800			1,154.800 (93)
昭和 6	1,103.885	122.968	57.140	5.428			1,289.421 (104)

注:「細野家文書」より作成。

の時期と明治10—20年の2期に求められる。そして市島家は以後停滞的となるが、下級大地主細野家では、明治40年まで土地集積が進んだのはみた如くである。これから小作争議の展開とともに土地集積は減少を示すようになっていった。第三に、藩政期と明治以降の集積地は、およそ村の西部と東部という地域的対応がみられたことに注目しておこう。ここでは農民層の土地喪失の契機も異なっていて、前者が飢饉・凶作・水害等による絶対的窮乏であるのに対して、後者では、肥料購入をはじめとした商品経済の一層の浸透による、いわゆる「前向きの窮乏化」に要因が求められるのである。田中家は、村の東部にあるが、後にこの土地集積過程やその土地所有の特徴を考察し、市島家や細野家に対する特質を剔出しよう。

4 小坂部落の状況と農民層の性格

農民層の社会的・経済的性格 地主—小作関係の特質を、地主と小作農民の家あるいは家連合関

係の分析から把握しようとするれば、地主および小作農民層の社会的・経済的性格を明らかにしておく必要がある。地主の家やその経営構造については次章で考察を加えることとして、ここでは田中家と家連合を結ぶ小作農民層の家の性格を確定

表 14 小坂村(小坂・動木橋)階層別現石高推移

(単位:戸)

	1838年	1843年	1870年	1873年
1斗未満	16	11	18	18
1～3斗	24	27	20	20
3～5斗	6	5	7	7
5斗～1石	10	7	4	4
1～2石	8	11	8	8
2～5石	7	6	12	12
5～10石	6	5	2	2
10～15石	0	0	2	2
15～20石	2	2	1	1
20石以上	0	0	1	1

注:資料は表15の注を参照。

しておこう。

言うまでもなく、家の社会的・経済的性格を規定する基本的契機は土地所有にある。しかし、これは資料的に正確には知りえない。そこで1838年以降の現石高の推移を考察することにより、階層分化の傾向をそれも限られた範囲で推察せざるをえない。

表14は、小坂村における現石高の階層別構成の推移を示している。これによって変動を概観すると、1843—1870年に顕著な変化が確認できる。みられるように、この期間に1—3斗の減少と一斗未満層の顕著な増大、同時に、1—2石の減少と2—5石層の微増および20石以上の出現に、「両極」的分解の進展を察知できよう。前もって述べておけば、太線で囲った部分が田中家の位置する階層を示している。このように、1843年までは村落における最上位層でなかったが、70年には23石を越えて、他の農民層を陵駕する。

この小坂村は、後に行政的には小坂と動木橋に分かれ、これらが地理的にも離れていることから、小坂の分だけを抜き出して個々の小作農家についてより詳細にみておく。大正期にある家々について、現石高の判明する分を抽出して作成したのが表15である。一目瞭然であろうが、全般的には変化は少ない。だが、個々の農家をみると全体の動向と同様に1870年までに大きな変化がみられるものがある。とくに、今後田中家とともに中心に出てくる①の家は1.5斗から2石台に急増し、逆に、④が激減をみせていることを確認できる。とくに①についていえば、この現石高の急増は、後の分析でみる田中家との密接な被護・奉仕の関係からいって、田中家の急増とともに持高を増加させたといえるのではなからうか。

しかし、この①の家とてもこれだけで生活しうるわけではなく、小作関係が結ばれていたとみて間違いない。それだけでなく、このような農民層の存在形態が可能であるためには、「農民的貨幣経済の発展が社会的分業を形成し、非農業的職業部門、営業がつくり出され、これが没落農民の放出する労働力を小商人・職人・諸賃稼などとして吸収」⁷⁾しうるものが前提となる。これは小坂の場合、どのような内容として展開されていたらうか。

その一端を表の(6)により確かめておこう。これは明治15年「諸職人調」にあらわれた農業以外の小商人・職人的活動である。このうちの陶器職は、会津本郷焼の流れをくむ小坂焼として近郷に知られ、真木山に産する粘土と薪を利用して⑦⑳㉑の3家が焼物に従事していた。その他、小挽職・屋根葺職人への従事があるが、ここで注目すべきは米売買業であろう。米穀市場が十分展開していない段階において、一般農民が唯一の商品である米売買業に③④⑤⑫⑬の5家が従事しているのである。しかし、その階層からいっても小作米や自己の余剰米を販売するというのではなく、ごく零細規模の中間的流通を担っていたと思われる。

次に、個々の小作農民の身分階層をみておこう。表15の(1)は元治2(1865)年の「人別改帳」に記載された身分階層である。これは近世の基本的「身分内の諸身分」として様々な名称で呼ばれるものであるが、家を単位とするゆえに家格として現象する。ここでは、近世本百姓としての本家、これに従属したと思われる名子、間脇の3家格がみられ、各々15、10、24戸という構成になっている。

先ほど述べたように、地主—小作関係とは、土地貸借に基づき、小作料收取に結果する経済的・階級的関係であり、これと身分階層の関係とは峻別され、具体的に把握されねばならない。この点、第一に、田中家とこれらの家々の家格との関連についていえば、田中家の名主としての来住は比較的新しく、小坂での分家は明治40年代の長三郎家の分派を初発のこととするから関係はなかったとみることができる。第二に、身分階層と現石高の階層との関連はどうであろうか。これは表15のように、間脇に無高層がやや多いとはいえるが、歴然とした相関はみられない。例えば、一番系譜的には従属性の強い間脇であっても10—15石台の家がみられ、2—4石層も4戸を数えること、小坂部落に限っても、田中家を除くと間脇格の①の家が最上位を占めていることにも明らかであろう。

こうした身分階層序列と経済階層の序列との乖離により、小坂では既に藩政期には本家だけでなく名子・間脇をも村寄合の構成員たりえたとし、時には、重立として村の運営に実際たずさわっていたのである。つまり、近世における小農民の村落における支配秩序として成立した身分階層秩序＝

表 15 小坂部落の農民別身分階層・現石高推移

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	身 分	1838年	1843年	1870年	1873年	備 考
① 山形松次郎	間 脇	石 合 150.90	石 合 150.90	石 合 2,001.30	石 合 2,001.30	
② 高山文太郎	間 脇			73.30	73.80	
③ 小池丈吉						小 職・米売買
④ 山形直次郎	名 子		1,364.60	100.60	100.60	米売買
⑤ 山形佐市	本 家	196.40	196.40	254.40	254.40	米売買
⑥ 宮原丈三	間 脇	241.00	241.00	241.60	241.60	
⑦ 桜井清太郎	名 子					陶器職60円
⑧ 金田平七	間 脇	177.30	177.30	268.60	268.60	
⑨ 小池菅松						屋根葺7円15銭
⑩ 清治仙吉	間 脇	163.00	161.00	257.70	257.70	
⑪ 小池善平						
⑫ 小池ハキ						米売買
⑬ 桜井敬吉	本 家	325.90	325.90	325.80	325.80	米売買
⑭ 鈴木丑吉	本 家	162.90	162.90	243.00	243.00	
⑮ 田中長三郎						
⑯ 小林七左エ門						
⑰ 金田金吉						
⑱ 清治弥蔵	本 家			1,204.60	1,259.30	
⑲ 金田新蔵	本 家	555.60	555.60	1,225.90	1,259.30	
⑳ 近江留次郎						
㉑ 桜井清次郎						
㉒ 清治新作						
㉓ 宮原又一	名 子					陶器職15円
㉔ 桜井福松	間 脇					
㉕ 小池藤八						
㉖ 田中九長次	本 家	5,570.10	3,402.20	23,700.40	24,490.00	

- 注：1) 「人別御改帳 小坂村」(元治2年, 1864年)。
 2) 「定納石帳 小坂村」(天保9年, 1838年)。
 3) 「御役石帳 小坂村」(天保14年, 1843年)。
 4) 「定納石帳 小坂村」(明治3年, 1870年)。
 5) 「小坂村現石帳 小坂村」(明治6年, 1873年)。
 6) 「諸職人取調」(明治15年, 1882年)。

家格支配の構造は、封建的小農民自体の分解の過程で動揺・解体をよぎなくされ、支配の原理たりえていなかった、といえるであろう。

小坂部落の状況 さて、ここで小坂部落の機構自体について少し触れておく必要がある。明治末一大正期にかけての小坂部落の概念図を示したのが図3である。26戸の家々は屋並に沿って4つの班に分けられるが、これは藩政期の5人組の区域にほぼ付合する。また、生活組織としての葬式

組は、これとは別に部落を2つに分けて構成されていた。

村落内の組織については、明治末一大正期にかけて、行政の主導のもとに青年会、婦人会、在郷軍人会等の社会教育系統の諸団体が浸透するが、生活組織として先の葬式組や頼母子講などの存在を資料的に確認できる。この他、宗教的組織として氏子集団や来迎寺・永見寺の壇徒集団、戸隠講などがあるが、これらは9戸で構成される重立会

表 16 身分階層別現石高構成

(単位:戸)

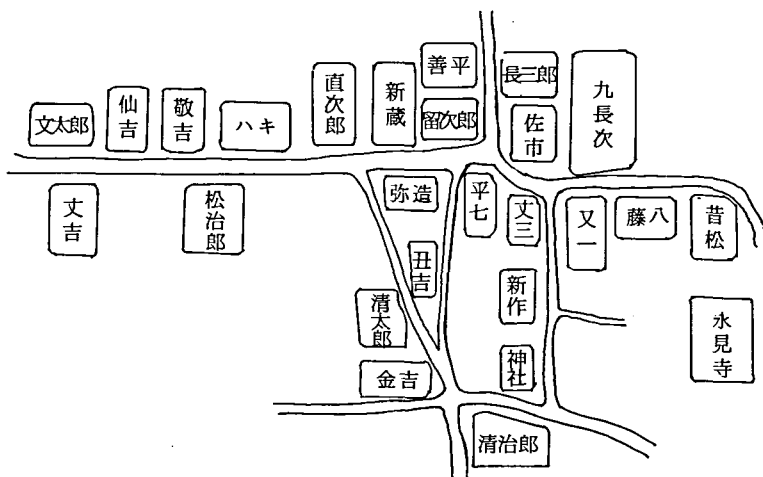
	本 家	名 子	間 脇
1 斗未満	2	2	4
1 ~ 3 斗	5	3	5
3 ~ 5 斗	1		3
5 斗~1石	1		
1 ~ 2 石	2	2	1
2 ~ 5 石	1		4
5 ~ 10 石			
10 ~ 15 石			1
15 ~ 20 石			
20 石以上	1		
無 高	2	3	6

注; 資料は表 15 の(1)と(5)による。

により統括されていた。部落運営の最高決議機関は村寄合となるが、日常的運営・処理はこの重立会により全て取り仕切られていたのである。

これらの諸組織の内容については、現在では概要しか知りえない。ここでは後の論述とのかかわりから、あるいは部落生活や重立会の役割などを窺う意味から、田中家により起草され村寄合で契約された「節儉盟約書」を掲げて、そこにみられる特徴だけを記しておこう。

図 3 小坂部落概念図



節儉盟約書

夫レ明治20年来ハ凶作打続キ加フルニ本年ハ米価ノ騰貴金融ノ停滞ヨリ来ル処ノ困難實ニ其極ニ達シ數十年來未曾有ノ飢饉ト云フベシ論語ニ曰ク一日ノ計ハ朝ニアリト今ニシテ基準ヲ為サスンハ不日晴ヲ□ムノ悔アラン嗚呼天レ此非常ノ困難ニ遭遇スル又非常救済法ナカルヘカラス故ニ一同非常ノ忍耐ヲ以テ左ニ掲グル盟約ヲ確守シ以テ他日ノ快樂ヲ下種スル者トス

第一章 儉約

第一条 年始大祭日葬儀出産ノ節ハ中等以下ニ限り

禮式ニ用ユル冷酒ノ外決シテ用ヒサル事

一項 婚儀ノ樽入或ハ出産ノ祝ヒト唱ヒ親戚外ヨリ物品ヲ贈ルハ自分ノ一切廃止ノ事

二項 葬送ノ節念仏講及ヒ手伝人ヘ酒等ヲ出スハ廃止スヘキ事

三項 葬送ノ手伝ハ非常尽力ノ上左記ノ組合限リニテ取防クヘキ事左モ親族多ニテ其組合ニテ防キ難キ場合ニ限り他ノ組合ヨリ加勢ヲ受クルモ防ナシ

四項 大字小坂居掛ニ於テ角力其他興行事ハ一切不致事ハ勿論他所ノ人ヨリ興行致度旨願出ツルモ敷地及ヒ諸道具ハ決シテ借与セサル事

第二条 煙草ハ成ルヘク自製品ヲ用ユル事

第二章 勤勉

第三条 各其業ニ従事スルハ凡リ度アリト雖モ此ノ非常困難ヲ深察シ今令一層努力

一項 勤勉モ其力ニ強弱アリ強者ハ日出ヨリ日没迄弱者ト雖モ執業ハ全ク八時間ヨリ減縮スヘカサル事

但シ午睡及ヒ休憩時間ハ努メテ短縮ヲ要ス

二項 労働ノ度ヲ増シ農ハ撰種播期ヲ失ハス除草中耕ヲ念入レ其作物適当ノ肥料ヲ施スニ注意セサルハ其地利ヲ納ムル能ハスエノ虚飾ヲ務メテ実用ヲ失シ商ノ奇利ニ奔走シテ誠実ヲ欠ク等ハ深く戒メサル可カラス

三項 休業日数ハ左記ノ如シ

正月朔日ヨリ三日迄五月七日…(略)…此外五月以降大風雨ノ為メ執業出来難キ日及ヒ数日間執業ノ為メ疲タルトキハ各自限リ勝手ニ休業スルモ妨ケナシ

四項 前記ノ休日ハ各自万不得止場合ニ於テ休業セサルモ妨ケナシ

第三章 貯蓄

第四条 前途ヲ深慮シ相当ノ金穀ヲ貯蔵シ非常ノ備ヒトナスヘキ事

第五条 草根樹皮ト雖モ食物ト為シ得ヘキ限リハ此際務メテ採集シ冬期ノ準備可致事

第四章 救済

第六条 窮民ヲ救済スル事

一項 飢饉旦タニ廻ルモノアラハ身分ニ応シ金穀其他ヲ恵与スル事

二項 新規ノ事業ヲ起スハ好マスト雖モ窮民ノ稼業ナキ時ハ救助ノ為メ可成使役ノ道ヲ立ツル事

三項 職業ニヨリ製品売却ノ道便塞シ為メニ窮廻スルモノアラハ重立ハ可成物品ヲ相当代価ニ買上可致事

前盟約書ハ世運循環回復ノ時機至リ改正ヲ要スルコトアルトキハ更ニ協議ヲ遂ク可キ事

明治二三年六月二八日(以下署名略)

このような「節儉盟約書」が結ばれること自体は一般にみられることである。しかし、そこに注目すべきこの部落の特徴のいくつかが窺えよう。第一に、「盟約書」の前文にある如く、明治20年以降、連続する凶作と米価騰貴、松方デフレによる金融の停滞によって農民層の窮乏化が進行している、という認識である。とくに、この窮乏化の要因のひとつとして米価騰貴が指摘されている点は、飯米購入を必要とする農村雑業層・零細農家が多くを数えていることを予想させる。また、こ

の時期が、地主経営にとっては土地集積の契機となることは後にみるとうりである。第二に、細かな生活規制とともに、第二章「勤勉」において、労働時間・休日・農作業の内容にも触れられていることである。この第二項には、とくに地主的関心を察知することができる。第三に、とりわけ興味深いのは、第三章「救済」であろう。まず、みるように、窮民救済の「金穀其ノ他ヲ恵与」する際にも、身分によりその額が区別されている点である。次に、救済策として、「可成使役ノ道」を立つとか、主に陶器職を念頭においていると思われるが、「可成物品ヲ相当ノ代価ニ買上」ることが内容として盛られていることである。しかも、この責任は部落の重立に課されている。つまり、重立層は、単に、支配的機能を果たすだけでなく、部落農民層が窮乏化し生活に困窮する場合には、恩恵的な施策を施し救済することが期待されていたのである。こうした恩恵の施策においては、他の農民層とても決して経済的地位が高くないことから、重立会を統轄する田中家の役割も重要なものがあつたと思われる。

明治20年代にみられる農民層の窮乏化への対応は部落内部で処理され、しかも、一般に消極的である。しかし、30年代に入るや村落支配機構を利用して地主たちは積極的に生産力の発展をめざす農事改良を展開するようになる。とくに、新潟県においては、村落社会における地主の社会的権威と統制の動揺に対する国家権力の補強策として県地主協会が県官僚の強力な指導のもとに明治33年設立され、以後、官僚との従属的結合のもとに地主的農政が展開される。こうした一環として、田中家も小坂部落において次のような趣旨の「殖産貯金組合」を設けている。

殖産貯金組規約

第一条 本会ハ殖産貯金組合ト称シ事務所ヲ発起人ノ宅ニ置ク

第二条 本会ノ目的ハ農事ノ改良発達ヲ計リ併テ貯蓄勤儉ノ良風ヲ養成スルニアリ

第三条 本会ノ目的ヲ達センカ為メ左ノ事業ヲ行フモノトス

第一項 農事試作場ヲ設置シ撰種肥料耕耘其ノ他百般ノ事業ニ付キ適否ヲ試験シ其ノ利害ヲ

講究スルコト

第二項 本会ノ事業ヲ経営シ並ビニ貯金ノ趣旨ヲ貫徹センカ為メニ興業醱金ノ金ヲ設ケ會員各自ヨリ出金シ年々生スル其ノ利益ヲ配当スルコト

第四条 會員タラントスルモノハ發起人ノ承諾ヲ經テ入会スルコトヲ得ヘシ

第五条 會員ハ興業醱金1口〇〇円ヲ出金シ本会ノ事務ニ服スヘシ

第六条 興業醱金総額ノ内十分ノ三ヲ殖産基金トシ農事試験其ノ他本会ノ事業費ニ充テ残り十分ノ七ハ會員中望ミノ者ヘ貸付ケ又ハ確實ナル銀行ヘ預ケ置クコト 但シ會員ニシテ借用セントスルモノハ第七条、第八条ノ明文ニ依ルヘシ

第七条 會員中肥料購求費其他農事改良ニ付キ資金ヲ要スルトキハ興業醱金ノ内ヨリ一人分拾円迄ヲ借用スルコトヲ得ヘシ

第八条 前条ノ借用者ハ左ノ規定ニヨルヘシ

一 借用期間ハ年々二月一日ヨリ十二月十五日迄トス

一 利子ハ年八分ノ割ヲ以テ元金ト共ニ支払フヘキコト

第九条 興業醱金ヨリ生スル利金ノ内元金ニ付年利四分五厘ノ割ヲ以テ會員ニ配当シ残金ヲ殖産基金ニ編入スル事

県地主協会が地主的農政を推める基本的視点は以下の3点であった。すなわち、「(1)県下各地の施行せる土地の改良、肥料の共同購入貸付、小作品評会奨励会又は勤儉貯蓄に関する事、(2)地主と小作との間に成立する既往及将来の諸契約、(3)他県及外国に於ける地主小作間の事情」⁽⁹⁾を報告することである。この中で最も重視され、一方では、県官僚から農政諸団体の整備をとうして実現され、他方、地主自ら小作料の増収・安定と村落秩序の補強をめざして村落レベルで実施されたのが(1)の点であった。先の規程の中に、小坂部落へのこうした農政の浸透をみることができるが、同時に、そこに農民層の自治的機構としての機能を果たしていた段階から、国家支配機構の末端として包摂されてゆく移行過程の一端を窺い知ることが可能であろう。

中浦村においても、農事改良をめぐる地主的支配が貫徹し形で行政組織や農会をはじめとする農

政諸団体の整備と機能的連繫がはかられ、支配機構が確立されてゆく。明治35年、中浦村では3村合併による行政機構の改編に伴い旧村の農会を解散して中浦村農会に一本化をはかるとともに、稲作品評会の実施をはじめ、同年の「肥料ノ共同購入補助規程」、「種子ノ塩水撰督励実行規程」、41年「牛馬耕奨励規程」、大正4年「堆肥舎建設補助規程」等々と多様な農事改良施策が展開されている。田中家は、明治末一大正期にかけて村議・村長とともに農会長にも就任し、これを推進することにより社会的権威と統制力を補強するが、同時に、部落を単位とする「殖産貯金組合」のような農民層の組織化を官僚的・地主的農事改良に包摂させ、あるいは小作層＝直接的生産者各層の網羅的な組織化の施策に位置づけることにより、その支配の基礎を一層安定たらしめることができたのである。

註

- (1) 職業別世帯数では、この雑業層が100戸前後を数え、しだいに明治末年になるに従い増加をみせている。これらは土地を所有せず、もっぱら地主や自小作上層の年雇・季節雇・日雇労働者となる層であった、と思われる。
- (2) この都市への人口流出＝賃労働者化には、都市滞留賃労働者化の形態とならんで、還流的な県外への出稼の形態があり、その数も少なくなかったと考えられる。とくに、中浦村の「出稼の重もに出稼する時期は春にして一度出ずれば3ヶ年若くは5ヶ年も帰来せざるもの多し」(「中浦村村是調査書」1903年、76頁)、というように単なる出稼ではなく、賃労働者化としてとらえられるものであった。
- (3) 市島家の以下の分析については、前掲「市島家文書」および「千町歩地主市島家の構造」によっている。
- (4) 古島敏雄、前掲「日本地主制史論」56頁。
- (5) 「北蒲原郡中浦村是」(中浦村)5頁。
- (6) これについては、前掲の拙稿中の「農事改良(＝農民陶冶)と地主支配体制」において展開している。
- (7) 古島敏雄編、前掲「日本地主制史研究」220頁。
- (8) 金原左門「大正デモクラシーの社会的形成」(1967年、青木書房)73頁から再引用である。

(未完)